

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりです。

1. 本校に在籍する児童の保護者
2. 本校に在籍する教職員

第4章 組 織

(基本組織)

第6条 本会は、学校の学級会及び校区の地区会（PTA分会）で組織します。

(学級会)

第7条 学級会は、本会の目的達成のため所属学級の会員で構成し、選挙により選出された学級委員を中心に学級内で必要な活動(学級PTA)を行います。

(地区会)

第8条 地区会は、本会の目的達成のため地区ごとの会員で構成し、地区の事情に合った運営と活動を行います。

(上部組織)

第9条 本会は、川西市PTA連合会に加入します。

第5章 役 員

(役員、定員)

第10条 本会の運営のために次の役員をおきます。

但し、理事会の承認を得て、特別総務役員をおけるものとします。

1. 会 長 1名 保護者の会員から
2. 副会長 3名 保護者の会員から2名
教職員の会員から1名
- P連担当 1名 保護者の会員から1名
(川西市PTA連合会役員担当年度に限る)
3. 書 記 3名 保護者の会員から2名
教職員の会員から1名

2. 卒業、転校、異動などにより会員資格を失った場合は、自動退会となります。
3. 所定の退会届(別記様式第2号)により、会員から退会の申し出があった場合は、これを妨げません。

(会費)

第6条 会費は、1家庭月額200円(年間11か月分2,200円)とし、教職員は1人あたり1家庭月額と同額とします。

第3章 経理

(経費)

第7条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてます。

(経理)

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいておこないます。

(会費徴収)

第9条 会費の徴収は次のとおりとします。

1. 本会と学校が会費徴収業務の委任契約を締結し、会員から提出された会費引落委託同意書(別記様式第1号)により学校徴収金と一緒に徴収します。
2. 途中入会者については入会した翌月より、また途中退会者については退会する月までをそれぞれ徴収します。

(決算)

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認をうけます。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会は第1条の目的を達成するために、本部役員として会員の中から次の役員をおきます。なお、人数は諸事情に応じて増減することができます。

1. 総務役員は次のとおりです。
 - (1) 会長 1名〔保護者1名〕
 - (2) 副会長 3名〔保護者2名、学校1名〕
 - (3) P連担当 1名〔保護者1名〕 ※川西市PTA連合会役員担当年度のみ
 - (4) 書記 3名〔保護者2名、学校1名〕